

奈良女子大学における産学連携で生まれた商品の包装、カタログ又は
インターネット・ウェブページ等への産学連携表示についてのガイドライン

令和5年8月7日
学 長 裁 定

1. 目的

奈良女子大学は、社会の要請を踏まえ、積極的に研究成果を社会に還元するための産学連携活動を推進しています。その際、産学連携活動で生まれた商品等に「奈良女子大学」の名称等を表示する場合、事実のみが正確に表示され、消費者等に誇大又は誤ったメッセージが伝わらないようにすることが必要です。

本ガイドラインは、産学連携による研究成果への名称表示等について、教職員等と企業等が最低限守るべきルールを示し、教職員等と企業等の間に生じうる問題等を回避し、かつ適正な表示により消費者や社会に誤認を生じさせないよう、学内外に広く周知し、注意喚起を促すために定めるものです。

2. 本ガイドラインの対象

本学と企業等との共同研究や、知的財産の移転等、産学連携活動の成果にかかる商品やサービス（以下「産学連携商品」という。）について、商品本体や商品容器等の外装、包装、取扱説明書、商品カタログ等（電子媒体や音声、映像等によるものを含む。）又はインターネット・ウェブページ等に、本学の名称あるいは明らかに本学が想定される名称や記号等を含むことで、本学との関わりを表現する表示（以下「産学連携表示」という。）を対象とします。

3. 表示のガイドライン

産学連携表示は、原則として次の全てを満たす必要があります。

- ① 企業等と本学との信頼関係が保たれていること
- ② 産学連携商品は、企業等の責任において製造、販売、提供されるものであり、商品自体に本学が責任を負う部分は基本的にないこと
- ③ 産学連携表示は、商品について過去に実施された産学連携活動に関わる事実に基づく表現に留めること
- ④ 産学連携表示を希望する商品が必要な法令等の許認可等を受けていること、かつ法令等に違反するものでないこと
- ⑤ 産学連携表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないこと
- ⑥ 産学連携表示以外の表示との関係で誤解される可能性のある表示となっていないこと

4. 産学連携表示の事例

○…問題ない表現例、△…避けた方がよい表現例、×…行ってはならない表現例

(1) 奈良女子大学と共同研究した商品であることを謳う記載

○奈良女子大学と特許共同出願中

○奈良女子大学との共同研究から生まれたもの

→これらはいずれも事実表示であると考えられます。

△奈良女子大学との共同開発商品

→本学が関与するのは研究の域までであり、一般に品質の作り込みまで含まれる開発を本学が行っているような誤解を与える表現は避ける必要があります。

×奈良女子大学の○○推薦商品

→本学が特定の商品を紹介又は推奨することはありません。

(2) 商品本体や取扱説明書、カタログ等への記載

○公開された文献等から著作者の了解を得たうえで、本学の実験データ等を引用掲載すること

→引用に当たっては、当該データが得られた実験条件等を正確に記載することが条件となります。

△非公開の実験データ等を掲載すること

→秘密保持契約等に違反する可能性が高く、掲載には十分な配慮が必要です。

△引用文献の著者表示以外に教職員等の氏名等を記載すること、教職員等の顔写真、イラストや映像等を掲載すること

→あくまで本学との共同研究であり、個人を過度に特定するような形態は避けるべきものと考えます。

×商品の効能そのものとして本学の実験データ等を引用掲載すること

→本学が関与するのは商品開発の前段階である理論研究の域であって、本学が商品自体の効能を評価することはしません。

(3) 産学連携表示の記載

×商品表示全体のなかで、企業等の名称表示と比べて、産学連携表示の大きさや表現が過大となること

→誇大広告とならないよう配慮ください。

(4) その他

産学連携表示を商標登録・意匠登録する場合は、社会連携センターを介してその手続きを行ってください。

5. 表示についての可否判断

産学連携表示についての可否判断には、上記の他に、商品の性格や企業等との関係、関連する社会情勢等、多面的な検討が必要となります。

そのため、企業等には「産学連携表示に関する大学名称等使用許可申請書」（様式第1号）、名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類、及び「同意書」（様式第2号）を社会連携センターへ提出してください。その後、社会連携センター産学官連携推進部門による審議を経て、副学長（研究担当）が許可書（様式第3号）を発行します。

なお、申請内容に変更があった場合は、速やかに申し出てください。

6. 不許可で産学連携表示を使用している場合の対応

使用許可を受けずに本学の名称を使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止及び使用者の責任による使用商品の回収等必要な措置を求めることがあります。

7. 商品等の提携先での産学連携表示の2次使用についての対応

使用許可を受けた者が商品等を販売又は提供した相手先（以下、「提携先」という。）が、さらに当該商品等を販売又は提供する際、産学連携表示を使用する場合には、使用許可を受けた者の責任のもとに表示使用を管理するとともに、事前に提携先が記入した「誓約書」（様式第4号）の写し及び名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類を社会連携センターに提出してください。

本手続きを行わずに本学名称を使用している者又は使用しようとしている者に対しては、その使用の停止及び使用者の責任による使用商品の回収等必要な措置を求めることがあります。

8. その他の留意事項

本学の学章及びロゴマークの使用を希望する場合は、「学章及びロゴマークの使用許可等に関する要項」に基づき、別途使用許可を申請し、許可を得る必要があります。